

仕 様 書 (案)

1 件名

大田区ごみ減量施策に係る調査・影響分析及び施策立案支援等業務委託

2 委託目的

民間事業者の専門的な知見を活用し、家庭ごみ有料化の導入が区民生活に与える影響や、有効なごみ減量施策として機能するかを総合的に判断するため。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

なお、各業務内容の履行期限については、大田区が別途指定する。

4 履行場所

大田区指定場所（ごみ減量推進課ほか）

5 委託内容

受託者は、本業務の実施にあたり、上述の業務目的の趣旨を踏まえ、以下の業務を行うこととする。また、円滑かつ効率的に本業務を進めるための業務実施方針や実施工程、業務実施体制、打合せ計画、成果品の内容、連絡体制等について取りまとめた上で、提出するものとする。

(1) 基礎調査

ア 大田区ならではの住民・地域特性などのデータ収集・整理。

イ 大田区の清掃・リサイクル事業に関するデータ収集・整理。

ウ 国、東京都、東京二十三区及び大田区の計画や指針、清掃・リサイクル事業に係る資料や実績データ等の収集・整理。

エ 東京二十三区における清掃事業の沿革や独自の雇上形態等の分析。

(2) 事例調査

ア 他自治体のごみ減量の先進的な取り組み等事例の収集・整理・分析。

イ ごみ処理技術・資源化技術の動向の整理。

ウ ごみ有料化を導入している政令市・中核市等の事例調査（清掃事業の沿革等）。

(3) 本区の清掃・リサイクル事業の分析・評価

ア 環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を参考としつつ、大田区の清掃・リサイクル事業の分析・評価の実施。

イ 環境省「一般廃棄物会計基準」及び特別区におけるごみ処理コスト分析資料を参考としつつ、本区の清掃・リサイクル事業に関するコスト分析・評価。

ウ 近隣・人口規模等の類似する他自治体との比較。

(4) 家庭ごみ有料化導入にかかる論点整理及び分析

- ア 東京二十三区と有料化を実現した自治体とを比較し、東京二十三区独自の課題を抽出および分析。区民・事業者意識の変革や循環型経済推進への貢献、区や都の政策との整合性など、持続可能な社会づくりの観点からの論点整理。
- イ 基礎調査や他自治体の事例調査をもとに、本区において実現可能な収集方法や、手数料・減免の種類の提案と想定されるメリット・デメリットの分析。また、有料化の実現が困難である場合はその要因の分析。
- ウ 仮に有料化を導入した場合のごみ減量効果・資源リサイクル促進効果の分析。本区の地域特性、清掃・リサイクル事業の特性から見た有料化導入に当たっての課題抽出。
- エ 導入に伴うコストを分析し、有料化がどの程度効果を発揮するか、コスト面の妥当性を分析。
- オ 区民との合意形成、特別区内での連携・調整など、ごみ有料化導入事業実施の容易性にかかる取り組み課題の抽出および事例分析。

(5) 研究・施策の提案等

- ア 本区の政策や家庭ごみ有料化にかかる分析結果に基づき、本区に有効な施策立案支援を行う。
- イ 本区で実施している関連施策と連携し、より有効かつ効率的な方法を検討し、区への提言を行う。
- ウ 本区や社会に与える環境的・経済的・社会的影響を総合的に評価し、住民生活や行政運営への影響を踏まえた上で、持続可能で効果的な施策立案支援を行う。

(6) 報告書等資料の作成

上記(1)～(5)の成果資料、打合わせ記録、業務報告書を作成すること。

6 成果品および納期

(1) 成果品 ※図表、イラスト、写真などを活用したカラー版とする。

- ア 報告書・概要版(予定)
 - ・部数 報告書：100部 概要版：100部
 - ・仕様 報告書：A4判 概要版：A3判1ページ
- ※その他詳細は区と打ち合わせる。

- イ その他、担当課と協議の上作成を決定した資料
- ウ 上記内容を記録した電子媒体データ

(2) 納入場所

大田区資源環境部ごみ減量推進課

所在地：大田区蒲田5-13-14 大田区役所8階

(3) 納期

担当課と協議のうえ、決定した日までに提出すること

(4) 電子データ納入の際の注意事項

電子データを提出する際は、CD-RやDVD-R、USBなどの電子記録媒体を用いるこ

と。なお、PDF 形式のデータを納品する場合は、あわせてワード形式のテキスト及びエクセル形式のグラフ及び作表データ、画像については JPEG 形式のデータを添付すること。また、納品する電子記録媒体については、事前に最新のウイルス対策ソフトウェアを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに使用したソフトウェア名、バージョン名、実施日、契約件名を記載して提出すること。

7 著作物の帰属

- (1) 本業務に係る成果品について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条に規定する著作物（以下、著作物という）に該当する場合には、当該著作物に関する著作権（著作権法第 21 条から 28 条に規定する権利をいう、以下同じ）は、すべて区に帰属するものとする。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ区に通知するとともに第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）～（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

8 秘密の保持

受託者は、本委託に基づく調査等で知り得た情報を区以外の第三者に漏らしてはならない。このことは、本委託契約終了後も同様である。

個人情報の取り扱いについては、別紙、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を厳守すること。これは、本契約完了後も同様とする。

本業務に関わる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては、区に全て渡し、機器に残ったデータ等は全て削除すること。ただし、契約を引続き継続する場合は、その限りではない。

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 その他（特記事項）

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

- (2) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 事故が発生したときには、直ちに区に報告するとともに、受託者の責任において適切に処置を講ずること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、区と受託者との協議のうえ、決定するものとする。